

公共土木設計業務等委託契約約款 新旧対照表

改正後 (H29.1.1～)	現 行
<p>第1条～第40条 【省略】</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないとき、または履行期間経過後相当の期間内に業務を完成させる見込みがないと明らかに認められるとき。</p> <p>(3) 管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第43条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。</p> <p>イ～キ 【省略】</p> <p>第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>第1条～第40条 【省略】</p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないとき、または履行期間経過後相当の期間内に業務を完成させる見込みがないと明らかに認められるとき。</p> <p>(3) 管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第43条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。</p> <p>イ～キ 【省略】</p> <p><u>2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって前項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>

(契約が解除された場合等の違約金)

第42条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第41条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第41条第6号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

#### 第43条～第44条 【省略】

(解除に伴う措置)

第45条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条または第42条の2第2項の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ福井県財務規則第180条に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、第42条または第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を前条第3項の既履行部分委託料から控除する。この場合において、当該前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、契約の解除が第41条または第42条の2第2項の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日

#### 第43条～第44条 【省略】

(解除に伴う措置)

第45条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ福井県財務規則第180条に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、第42条または第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を前条第3項の既履行部分委託料から控除する。この場合において、当該前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、契約の解除が第41条の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ福井県財務規則第

<p>数に応じ福井県財務規則第180条に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、契約の解除が第42条または第43条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意または過失により滅失し、またはき損したときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>4 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有または管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、または請け負った者が所有または管理するこれらの物件および貸与品等のうち故意または過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を原状に復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>5 前項に規定する撤去または原状回復もしくは取片付けに要する費用（以下この項および次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者または受注者が負担する。</p> <p>(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等  <u>契約の解除が第41条または第42条の2第2項</u>によるときは受注者が負担し、第42条または第43条によるときは発注者が負担する。</p> <p>(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等      受注者が負担する。</p> <p>6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または作業現場の原状回復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または作業現場の原状回復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または原状回復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分または原状回復もしくは取片付けに要した費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。</p> <p>7 第3項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が<u>第41条または第42条の2第2項</u>の規定によるときは発注者が定め、第42条または第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定め、第3項後段および第4項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の</p>	<p>180条に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、契約の解除が第42条または第43条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意または過失により滅失し、またはき損したときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>4 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有または管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、または請け負った者が所有または管理するこれらの物件および貸与品等のうち故意または過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を原状に復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>5 前項に規定する撤去または原状回復もしくは取片付けに要する費用（以下この項および次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者または受注者が負担する。</p> <p>(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等      契約の解除が第41条によるときは受注者が負担し、第42条または第43条によるときは発注者が負担する。</p> <p>(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等      受注者が負担する。</p> <p>6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または作業現場の原状回復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または作業現場の原状回復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または原状回復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分または原状回復もしくは取片付けに要した費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。</p> <p>7 第3項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が<u>第41条</u>の規定によるときは発注者が定め、第42条または第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定め、第3項後段および第4項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。</p>
---	--

意見を聴いて定める。

第46条～第47条 【省略】

第46条～第47条 【省略】